

群馬県立女子大学で労働法セミナーを実施

群馬労働局では、これから社会に出て働く若者の雇用を促進するに当たり、労働法制にかかる教育の充実が求められていることから、県内の大学で、就職前、就職後に役立てていただくために、平成 25 年 2 月から労働法のセミナーを実施しています。

平成 26 年 11 月 19 日(水)には、群馬県立女子大学で、午後 4 時 20 分から午後 5 時 50 分までの時間、全学年を対象の就職ガイダンスの一環として労働法のセミナーを実施しました。

群馬労働局雇用均等室長が講師を務め、就職までに必要な知識として、「就職について考える」、「就職の仕組み」、「『労働法』について」、「『働き始める前』に知っておきたいこと」、「働くときのルール」等について説明を行いました。

講義後のアンケートでは、「大変参考になった」20%、「参考になった」64%と合わせて 84%の学生が参考になったと回答しており、興味をもった主な内容としては、多い順に「男女雇用均等」48%、次いで「就業規則」、「仕事と家庭の両立」がともに 36%と関心が高く、「労働契約」28%、「有給休暇」24%等となっています。

また、学生からの質問等においては、「新入社員にはボーナスは出るのか」、「今まで知らずにアルバイトをしていたので、こういった規則をしっかりと知ることは大事だと思った」などの具体的な質問があるなど、関心の深さが伝わってきました。

今後も、県内の大学と連携して、順次実施していきます。



この記事に関するお問い合わせ先

総務部 企画室 TEL 027-210-5002